

岩手県告示第506号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成20年7月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護保険事業所番号	施設の名称	施設の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0310210471	後藤泌尿器科皮膚科医院	宮古市大通一丁目3番24号	平成20年6月30日